

## 藤枝市環境衛生自治推進協会環境整備事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 会長は、地域の生活環境を整備し、若しくは浄化する事業又はごみ減量化を図る事業を実施する町内会に対し、補助金を交付するものとし、その交付に関し必要な事項はこの要綱の定めるところによる。

(補助金対象事業)

第2条 補助金対象事業は、次に掲げる事業とし、その用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 収集場所整備事業 一般廃棄物の収集場所を整備する事業
- (2) 環境整備事業 河川、下水路その他の小規模な環境を整備する事業
- (3) 環境浄化事業 害虫駆除、消毒その他の清潔な環境を維持し、又は増進するための事業
- (4) ごみ減量化推進事業 集積場に出される一般廃棄物を減量することを目的とする事業

(補助金対象経費及び補助率)

第3条 補助金交付の対象となる経費(次項において「補助対象経費」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 収集場所整備事業 工事費及び設備費
- (2) 環境整備事業 環境浄化事業及びごみ減量化推進事業 原材料及び設備費

2 補助対象経費に係る補助率は次のとおりとする。

- (1) 1箇所の補助対象事業において、補助対象経費が5万円以下の事業については10割
- (2) 1箇所の補助対象事業において、補助対象経費が5万円を超える事業については、5万円まで10割、5万円を超える部分について8割の補助とする。ただし補助額の上限は10万円とする

(補助申請)

第4条 補助金交付を受けようとする町内会は補助金交付申請書(第1号様式)を会長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 会長は、補助金の交付を決定した場合には、補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知する。

(変更の承認)

第6条 次の各号に掲げる事項の一に該当する場合には、変更承認申請書(第3号様式)を提出し、あらかじめ会長の承認を受けなければならない。

(1) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合

(3) 補助事業の経費の配分又は事業内容を変更しようとする場合

(請求手続)

第7条 補助金の請求をしようとする町内会は、事業完了後14日以内に次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 実績報告書(第4号様式)

(2) 請求書(第5号様式)

附 則

この要綱は、昭和55年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から適用する。